

令和8年4月～

## 高齢労働者の労災防止措置の実施、努力義務へ

来年4月より、高齢労働者に対する労災防止に必要な措置の実施を事業主の努力義務とすることが決定しました。

措置に関する具体的な指針は後日公表される予定です。

高齢労働者の死傷者数は年々増加傾向にあります。

先月、奈良労働局が公表した令和6年における県内の労働災害発生状況によりますと、60歳以上の労働者の死傷者数は、全体割合の30.2%でした。

令和6年奈良県内労働災害発生状況（※COVID-19を除く）

年齢別 1位：60歳以上（30.2%）  
2位：50～59歳（28.7%）  
3位：40～49歳（17.4%）

事故の型別 1位：転倒（25%）  
2位：無理な動作（17%）  
3位：転落（16%）

### 業種別での発生状況の一例

- ・（製造業）機械を停止しないまま調整・清掃をしようとしての巻き込まれ等
- ・（社会福祉業）施設内での転倒、介助時の体位変換での無理な動作等
- ・（建設業）高所からの転倒、炎天下等の環境下での作業による熱中症等
- ・（飲食業）キッチンでの手指の切れ、床に残った水分・油分での転倒等

高齢者による労災が特に増えてきている為の今回の改正ですが、労災防止措置はどの世代にも必要ではあります。

安全な環境で就労できるよう、今一度見直していただければ幸いです。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。